

障害者等 燃料費給付

既に自動車等燃料費給付認定を受けている障害者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

- 給付金** 燃料1リットルにつき50円。
1か月に自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで。
- 対象期間** 令和元年10月～令和2年3月分
- 持参品**
- ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・運転されるかたの運転免許証(写し可)
 - ・車検証(写し可)
 - ・印鑑
 - ・燃料を購入したことが分かるもの(領収書など)
- 請求** 4月10日(金)までに
健康福祉課 福祉介護担当
☎62-1233

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

福祉タクシー 利用券交付

福祉タクシー利用券(初乗り運賃相当額)を交付します。

- 対象**
- ・身体障害者手帳1、2級のかた
 - ・療育手帳④、Aのかた
- 交付数** 年間28枚
- 持参品** 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑



※平成31年度分の利用券は使用できません。残券はお返しく下さい。
※「障害者自動車燃料費等給付」と重複して受けることはできません。

申込み 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

障害者の有料道路割引

通勤、通院などで、有料道路を利用される障害者のかたに、有料道路料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要で、登録できるのは手帳所持者1人につき1台です。

対象

- ・障害者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けている全てのかた
- ・障害者本人以外のかたが運転し、障害者本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害(1種)を持つかた

割引有効期間

- ・新規の場合
申請日から2回目の誕生日まで
- ・更新の場合
申請日から3回目の誕生日まで

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車を運転するかたの運転免許証
- ・登録する自動車の車検証

※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

申込み 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

お出かけタクシー

高齢者のかたが、買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成します。

対象者

- 次の全ての項目に該当するかた
- 皆野町に住所を有する70歳以上
 - 自動車運転免許証を持たない(二輪運転免許証を除く)
 - 町税および保険料などの滞納がない

対象地区

町内全域

助成内容

利用したタクシー運賃の半額相当を、町が交付する利用券により助成します。

利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。

利用券が使用できる区域は、町内に限ります。

利用できるタクシー会社

- 秩父丸通タクシー
- 秩父観光タクシー

申請

健康保険証など対象者としての要件を確認できるものおよび印鑑を持参し、健康福祉課福祉介護担当へ申請してください。

※平成31年度分の利用券は使用できません。残券はお返しく下さい。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233